

○経済産業省告示第四百十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十九日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ	二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条 第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を 原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認 を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべ

き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表 の 番 号 等	貨物名
(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)	(略)

き場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

地 域	貨 物		
	項 目 番 号	関税率表 の 番 号 等	貨物名
(略)	(略)	(略)	(略)
ロシア (原油 及び石油製品 についてはロ	(略)	(略)	(略)

シアを原産地とする場合に 限る。)			
イラン			輸出貿易管理令（ 昭和二十四年政令 第三百七十八号） 別表第一の一の項 及び二の項の中欄 に掲げる貨物、同 表の三の項（二） 七に掲げる貨物（

シアを原産地とする場合に 限る。)			(新設)
(新設)			(新設)

[illegible]

第 2 (略)				欄に掲げる貨物
第 2 (略)				